

韓国知的財産ニュース 2017 年 10 月前期

(No. 352)

発行年月日：2017 年 10 月 18 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、10 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 日中韓知財学会セミナー、10 月 20 日に開催
- 2-2 特許庁長、WIPO 総会に出席
- 2-3 特許庁長、国政監査で商標デザイン調査分析登録制を前向きに検討すると明らかにする

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 血液一滴でがんを診断する技術に関する特許出願件数が急増
- 5-2 割り勘サービスに関する特許出願が活発
- 5-3 歩行者を保護するための歩行者衝突安全技術に関する出願が活発

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 日中韓知財学会セミナー、10月20日に開催

電子新聞(2017.9.28)

日中韓の3カ国による知的財産学術セミナーが10月20日に開催される。第4次産業革命時代の技術発展に伴う特許、デザイン、著作権問題について議論が行われる。2012年から始まった日中韓国際セミナーは、今年で第6回目を迎える。

28日に韓国知識財産学会(会長ユン・ソンヒ)は、日中韓3カ国の知的財産学術団体が参加する国際セミナーを来月20日に済州市尖端路済州国際自由都市開発センターで開催することを明らかにした。セミナーの主題は「日中韓における未来技術の発展と知的財産の展望」である。3カ国の代表学術団体は韓国知識財産学会、日本知財学会、中国知的財産権研究会である。

午前の基調講演には佐藤辰彦元日本弁理士会会長が「ビッグデータ時代の知財情報解析の活用」を発表し、Chen Sai、中国リンドリユウ&パートナーズ弁護士が「中国特許侵害紛争の行政処理制度」、柴田昌弘日本特許庁知的財産活用企画調整官が「日本における知財活用・知財教育の取組について」を発表する。



午後は3つのセッションに分けて行われる。第1セッションでは、Xiaolin Dang 中国北

京三友知識産権代理有限公司弁護士が「低い賠償額が中国の知的財産権出願に影響を与えない理由」、イデリサ日本知的財産研究教育財団知的財産研究所研究員が「日中韓の損害賠償制度に関する比較研究」、パク・ヨンギョ明知大学法学部教授が「権利範囲確認審判制度の問題点と改善策」について発表する。

第2セッションでは、ジョ・ヒキョン弘益大学法学部教授が「革新と Bayh-Dole Act の法移植」、パク・ユソン韓国発明振興会専門委員が「拡張現実における知財権侵害」について発表する。第1・2セッションはそれぞれ発表6回、議論3回でからなる。

第3セッションでは、キム・コクミ蓮庵大学ビューティーアート学部教授が「知的財産権の価値を高める感性的なデザイン商品に関する研究」、ジョ・キョンスク成均館大学衣装学部教授が「デザイン保護法上の審美性要件に対する批判的な論議」を発表する。第3セッションは議論なしに発表のみで15回行われる。

今回のセミナーは韓国知識財産学会と韓国知識財産研究院、韓国知識財産教育研究学会が共同で開催する。日本知財学会、中国知的財産権研究会、済州国際自由都市開発センター、大韓弁理士会、韓国特許庁が後援する。また、セミナーに参加すると大韓弁理士会の義務研修と認められる。

2-2 特許庁長、WIPO 総会に出席

韓国特許庁(2017. 10. 11)

韓国特許庁は、10月11日（水曜）に開催された第57回世界知的所有権機関（WIPO; World Intellectual Property Organization）の加盟国総会の主な活動内容と成果について発表した。

10月2日（月曜）、スイス・ジュネーブで開催した今回のWIPO総会には191のWIPO加盟国が参加し、1年間のWIPO運営成果を評価し、今後の事業の推進方向を決定した。

特許庁長は、総会初日の基調講演で人工知能、ビッグデータなどの第4次産業革命がもたらす知的財産権を取り巻く環境の変化に国際社会が先んじて対応することを促した。

また、WIPOの事務総長（Francis Gurry）に会い、国際知的財産権協力のための韓国信託基金活用事業の成果も伝えた。

特許庁長は、米国、欧州などの知的財産権先進国を含む8カ国と続けて会談を行い、二

国間の協力事項を含め、さまざまな知的財産権の懸案について議論した。

特に、今回の二国間会議で5件の覚書 (MOU) を結んだことで、先進特許庁間の審査協力、知的財産権データの交換、特許分類 (CPC; Cooperative Patent Classification) の協力を強化し、新興国・途上国への特許行政サービスの輸出基盤を拡大した。

また、WIPO の事務総長が主催する主要 14 カ国の特許庁長会合と各国との二国間会議などを通じ、第 4 次産業革命の中核技術分野である人工知能、ビッグデータを知的財産権制度でどのように保護するのか、こうした技術をどのように特許行政に取り入れていくのかについて議論した。

2-3 特許庁長、国政監査で商標デザイン調査分析登録制を前向きに検討すると明らかにする

電子新聞 (2017. 10. 13)

ソウル、汝矣島の国会で開かれた産業通商資源中小ベンチャー企業委員会に対する国政監査で共に民主党のキム・ビョングァン議員 (城南盆唐甲) は 13 日、韓国特許庁長に調査分析事業の指定制について指摘した。それに対し、特許庁長は「商標デザインの調査分析事業を登録制に転換することを前向きに検討する」と答えた。

キム議員は「2015 年に商標デザインの調査分析機関として従来の特許情報振興センターと WIPS 以外に 2 社 (ナラアイネット・KTG) を追加で指定したが、昨年、随意契約による受注で従来 の 2 社が占める割合は 75% と依然として高い」とし「独占・寡占撤廃や民間との競争体制の確立や専門性強化のために調査分析事業を指定制から登録制へと変え、現行の随意契約も見直す必要がある」と指摘した。昨年 12 月に特許先行技術の調査事業遂行機関の決定では指定制から登録制へと変わった。

「審査品質担当官制度」も問題になっている。審査品質担当官制度とは特許審査が終わる前に誤りがあるかどうかを確認するために一部を抜き取り、担当官が最終点検を行うことを指す。この 5 年間 (2012~2016 年)、審査済みの年平均、約 17 万 8000 件のうち、審査品質担当官が最終点検を行った件数は約 3,480 件と、2.0% 水準となっている。

キム議員は「12~13 人の担当官が全体のごく一部である 2% 前後だけを点検しており、内部監視が不十分だ」とし「しかも、非適合率が 1% 前後にとどまる」と指摘した。無効審判・訴訟で無効になる特許が半分程度であるのに韓国特許庁が最終点検を行った審査のうち、誤った件数が 1% にとどまるのは審査品質担当官制度が機能しないことと無縁では

ないという話だ。続いて「サンプル評価を拡大するために審査品質担当官を増やした方が良い」と述べた。

共に民主党のパク・チョン議員(京畿道坡州乙)は韓国特許戦略院(旧知識財産戦略院)の専門契約職問題を指摘した。パク議員は「特許戦略院の場合、全体非正規雇用に占める専門契約職の割合は78%と、知識財産保護院(51%)、知識財産研究員(26%)より非常に高い」とし「政府公共部門における非正規雇用ゼロ政策に合わせ、専門契約職の正規雇用への転換計画を立てなければならない」と訴えた。

特許庁長は「商標デザインの調査分析事業を登録制に転換することを前向きに検討する」と答えた。審査品質担当官制度に対しては「サンプリングの割合は適正水準と思っている」とし「審査官も品質管理に気を遣っており、審査評価に関する他の対策も講じる」と答えた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 血液一滴でがんを診断する技術に関する特許出願件数が急増

韓国特許庁(2017. 10. 7)

体から採取した血液、尿などの体液を検査し、がんを初期に低コストで簡単に体外で診断する技術に関する出願件数が急増している。

韓国特許庁によると、血液、尿などの体液に含まれるバイオマーカーを検出し、がんを診断する技術に関する出願件数は、2007年の59件から2016年には308件へと急増したことが分かった。

血液を利用し、体外でがんを診断する一般的な技術は、次のようである。

検査対象者の血液を採取した後、バイオセンサーが搭載された診断キットに血液をたらす。血液の中に含まれるバイオマーカーと、バイオセンサーに固定された抗体の結合時に発生する、電気化学的または光学的信号を測定し、バイオマーカーの量を検出する。正常な対照群と比較し、がんの発症可能性を判断する。

このような体外診断は、内視鏡、MRIやCTなどの医療機器を利用してがんと疑われる組織を一部採取して検査する体内診断よりもはるかに安い上、特別な準備の必要なしに血液、尿などの体液だけでがんを早期診断することができる。

この10年間の体外診断技術の出願件数をがんの種類別に見ると、肺がん（406件）、乳がん（386件）、大腸がん（277件）、胃がん（270件）、肝がん（259件）、前立腺がん（255件）の順であった。

この10年間の全体の出願に占める韓国人による出願割合は約63.9%となっている。韓国人による出願のうち、研究機関・大学の出願が67.9%、企業の出願19%、その他の出願が13%に達する。出願件数で見ると、延世大学の産学協力団（83件）、韓国生命工学研究院（81件）、国立がんセンター（44件）などの順である。

韓国国内で開発された体外がん診断製品の実用化がそれほど進んでいないのは、企業の出願に比べ研究所の出願が多いためだろう。体外がん診断製品の生産を増やすには少量のマーカーでも信頼できるレベルで検出できるバイオセンサー技術の向上に加え、特殊性が高いバイオマーカーの発見も並行して行われる必要がある。

特許庁の計測分析審査チーム長は、「がんの体外診断製品にとっては、ITでバイオマーカーを検出する技術と、優れたバイオマーカーの発見が中核技術だ」とし「韓国の優秀なIT企業とバイオマーカーの開発研究所が協力すれば、競争力のある製品が生産できるだろう」と強調した。

5-2 割り勘サービスに関する特許出願が活発

韓国特許庁(2017.10.9)

自分が食べた分は自分が支払う文化が広がり、「不正請託および金品などの授受の禁止に関する法律」の施行（2016年9月28日）により、フィンテック技術を活用した「割り勘」サービスに関する特許出願が活発になっていることが分かった。

韓国特許庁によると、「割り勘」サービスに関する韓国国内の特許出願は、2010年から本

格化し、今も増加傾向にある。特に、この3年間はモバイル送金をはじめとする分割決済技術などに関する特許出願件数が急増し、2016年だけで30件以上出願されたことが明らかになった。

年度別に見ると、2010年の3件が2014年には10件、2015年には16件、2016年には32件、2017年には25件（2017年8月までに）に増えた。

2010年から2017年8月までの内訳を出願人別に見ると、一般的なビジネス方法（Business Method）特許と同様に個人や中小企業の出願割合が相対的に高いことが分かった。

企業の規模別に見ると、大手企業34件（30.1%）、個人38件（33.6%）、中小企業22件（19.5%）、中堅企業8件（7.1%）の順で出願したことが分かった。

出願メーカー別では、LG電子10件、SK Planet8件、韓国情報通信6件、サムスン電子5件、KT4件の順であった。

「割り勘」に関する特許出願の技術を分析してみると、大きく分けて2つの方法がある。まず、代表者が先に全額を決済してから、代表者と残りのメンバーが後で精算する方法（代表者決済方式）と、メンバーが自分の分を個別決済する方法（分割決済方式）だ。他に両方が混ざった方法もある。

分割決済方式にも店舗の決済端末による決済方式やそれぞれの携帯端末を利用してオンラインで決済する方式、店舗の注文・決済用端末を利用して注文と支払いの両方を各自が行う方式など多様な方式などがある。

特許庁の関係者は、「割り勘サービスに関する特許技術が登場した背景には自分の分は自分が支払うという社会的認識の変化がある」とし「情報技術およびフィンテック技術の発達に伴い、割り勘サービスの分野に対する優れたアイデアが今後も登場すると見られるため、社会的認識の変化と技術の進歩が相まって割り勘文化の急速な定着に重要な貢献をするものと期待できる」と述べた。

また、「割り勘」が消費・支払いという基本的な日常生活に密接に関わっているため、該当分野における個人・中小企業による出願が着実に続くだろう」とも付け加えた。

5-3 歩行者を保護するための歩行者衝突安全技術に関する出願が活発

韓国特許庁(2017.10.10)

韓国特許庁によると、歩行者が自動車とぶつかってもしっかり守ってくれる、歩行者衝突安全技術に関する韓国国内の特許出願が2011年を基点に大幅に増加し、それに伴い全体的出願が増加したことが明らかになった。

歩行者衝突安全技術とは、衝突直前に歩行者を事前に感知し、事故を未然に防止する事故回避技術、衝突後の歩行者の衝撃を抑え、けがから身体的安全を確保する技術が代表的である。

歩行者衝突安全に関する特許出願件数はこの10年間（2007年～2016年）、計606件あった。2007年から2010年まで毎年、平均47件を維持してきたが、歩行者安全基準（*）が強化された2011年以降は平均70件となり、約48%増えた。

* 「自動車および自動車部品の性能と基準に関する規則第102条の2（歩行者保護）」（2011年10月に改正、2013年1月に施行）

出願人別で見ると、韓国人が532件（87.8%）と割合が高く、トヨタ（日本）とオートリブ（欧州）などの外国人は74件（12.2%）であった。企業別で見ると、現代自動車222件（36.6%）、現代モービス79件（13%）、平和精工26件（4.3%）、マンド16件（2.6%）の順であった。

技術別に分析した結果、歩行者が車と衝突すると、すぐにボンネットを持ち上げて歩行者の頭部にかかる衝撃を減らすアクティブボンネットが173件（28.5%）と最も多く、次いで歩行者の脚を保護するために衝撃を吸収するフロントエンドとバンパー98件（16.2%）、歩行者衝突感知装置55件（9.1%）、歩行者保護用エアバッグ54件（8.9%）などが続いた。

これは、歩行者の負傷する身体部位が頭と脚に集中していることが確認され、頭と脚が衝突するボンネットとバンパーの領域が加える衝撃を低減するための衝撃吸収ボンネット、バンパー、エアバッグに関する研究、それに合わせた素材開発によるものと見られる。

尚、毎年実施されている自動車の安全度評価（KNCAP：Korea New Car Assessment Program）の項目のうち、歩行者の安全性評価がボンネットにぶつかって頭に与える衝撃度とバンパーにぶつかった脚の折れる角度と変位量などを基準にしているためと分析できる。

特許庁自動車審査課の課長は「歩行者の不注意や高齢化に伴う身体反応の鈍さ、特に第4次産業革命をリードする自動運転車による予期せぬ事故を事前に防ぎ、事故が発生しても負傷を最小限に抑える歩行者衝突安全技術に対する研究開発と関連特許出願が着実に増えるだろう」と見通した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム